

# 電子帳簿等保存制度の実務ポイント

～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直し～

2021年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和されました(ただし2年間の宥恕期間があります)。本講習会では、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について令和5年度税制改正とあわせ分かりやすく解説いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

日時 2023年 11月21日(火)  
14:00～16:00

場所 所沢商工会議所 会議室  
(所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階)

受講料 無料 (会員・非会員問わず)

定員 20名(先着順)

## ■お申込み方法

下記申込書をFAXまたは、  
申込フォームよりお申込みください →



■お問い合わせ TEL:04-2924-5581

主催

所沢商工会議所

＜講師＞

ほし ただし  
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問  
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

## 講座内容

- 電子帳簿等保存制度とは
- 電子帳簿等保存制度に関する改正内容
  - 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項
  - スキャナ保存(区分②)に関する改正事項
  - 電子取引(区分③)に関する改正事項
- 電子取引データ保存制度における保存要件
  - 真実性の要件
  - 可視性の要件
- 電子取引に係るデータ保存対象の有無
  - 原則的な取り扱い
  - 主な電子取引情報の保存方法
  - 押印書類の控えの保存方法
- 電子取引のデータ保存の事例での確認
  - 電子取引制度とFAXについて
  - ネットバンキング等の対応
  - クレジットカードの利用(ETCの利用)
  - インターネット通販の取引情報の保存方法
- 電子取引のデータ保存制度の新たな猶予措置創設
  - 新猶予措置の適用者
  - 売上高5,000万以下の事業者
  - みなし規定(上記以外の事業者)
  - 優良な電子帳簿の対象帳簿の合理化・明確化

(切り取らずにこのまま送信してください)

11/28「電子帳簿保存等制度対応セミナー」申込書

所沢商工会議所 行 (FAX04-2923-6600)

事業所名		電話番号	
業種		連絡担当者	
受講者名①		受講者名②	

※ご記入頂いた個人情報につきましては、本講座開催における名簿作成及び連絡の目的のみ使用致します。

※駐車場は、市営元町地下駐車場をご利用ください。(最初の30分は無料、以降30分毎に60円の有料)